

意見陳述要旨

1 この裁判は、私たちフリーランスの人間が制作したものと労務そのものを軽く見られるような形で否定され、拳句まともな補填もされなかったという裁判です。私自身の補償を求めるものではありませんが、フリーランスの権利の問題だと思っています。そのうえで、私が許せない点を3点に絞って話したいと思います。

2 1点目は、補償金額がありえないほど安いことです。

宝島社は、2021年5月から私たちに2ヶ月強の制作をさせた後、7月に著者のS氏の意向を理由に一からの作り直しを指示しました。さらに2ヶ月弱の制作をさせたのち、9月に「もっと早く作れる人に変える」と一方的に解除しました。その際、25万円は工面できるといわれましたが、私と外注者は4ヶ月間も働いており、その金額では到底足りませんでした。

この本件解除により、私の生活は厳しくなりました。外注者に支払われなければならない費用も払う余裕がなく、その支払いはまだ終わっていません。

私もこの業界で長く働いており、宝島社以外の仕事もやっています。たとえば、別の会社ですが、著者の意向で契約解除に至った仕事があります。その仕事は、制作は途中段階で著者の原稿チェックも終わっていませんでしたが、当初に約束された制作費が満額、出版社から支払われました。

そもそも出版物において、著者の許諾が終わるのは、通常は「ゲラ」といわれる原稿や図版がデザインされ、本の紙面の形になったデータが出た時です。そういう業界事情があるので、途中で契約解除の場合に、「著者の許諾が出ていないから成果物はゼロ」とか「支払えない」といったことをいわれることはありません。それが許されるなら、たとえば1年間制作に私たちが労務をかけていても、途中で解除して、「著者の許諾がまだ出ていない」と一言告げれば、無報酬ということになります。

私のような外注者、フリーランスが業務を引き受けたら多大な労務が発生するのは、どの出版社もわかっています。今回のように途中で解除になった場合は、費用はちゃんと支払われます。出版社がその本の予算から工面できなければ、別の本の余った予算をかき集めて流用して支払われたりすることもあります。

今回の解除は、話し合いも持たれず、一方的に行われました。公正取引委員会が宝島社に調査に入った後に急遽約30万円+延滞金が私の編集費として振り込まれましたが、外注費の支払いもあるため、全く足りていません。制作期間は4ヶ月です。その間、出版社の担当デスクのMさんや著者とのメールのやり取りという付随業務にも多大な労力・時間がかかっています。1本のメールを作るのに2、3時間かかっているものもあります。さらに、私たちの仕事は、資料を探し

て読み込みという、成果物の発生しない労務も発生する特徴があるのですが、これこそもっと労力・時間がかかるのです。

現状ではまったくもって補償金額が足りません。

- 3 2点目は、著者らの意向に従って制作していたのに、契約解除になったことが納得できないことです。

私たちは、好き勝手に作っていたわけではありません。5月25日にシナリオ案を出したところ、6月に著者のS氏がそのシナリオの修正案を出してきました。私たちはこれをもとにして、さらに具体的な要望や赤字を聞いて、それに対応して作っていました。しかしその後、具体的な問題点を挙げられることもなく、7月19日に赤字対応をしていたシナリオ案が著者自身によって廃棄とされ、一からの作り直しを指示されました。

作り直し指示の後、出版社や著者の意向を1ヶ月弱ほど聞いて協議しながら、今度は1章分のシナリオプロットを8月28日に提出しました。すると「提出が遅い」と責められました。その前の週には、私は担当デスクのMさんにショートメールで来週送ることを告げて、許諾を取り、約束通り翌週に送っていたにもかかわらずです。

さらに9月に入り、急遽「今年中に発売したい」「もっと早く制作できる人に頼む」といわれ、一方的に解除されました。作り直し指示の際、刊行スケジュールは未定だったにもかかわらず、相談なしに急遽スケジュールを設定されたのです。

しかも、制作陣を変えて刊行された本は、漫画の舞台がキャンプ場になっていました。当初、私とシナリオライターが提出した漫画のシナリオ案もキャンプ場が舞台でした。これが著者のS氏から「自然破壊があるから、キャンプ場のマンガ設定はNG」と却下されました。なぜ刊行された本の漫画の舞台がキャンプ場で許諾が出ているのか、まったく納得できません。これならば、私たちが提出して却下されたシナリオ内容でほぼ問題なかったはずですが、制作陣を変えて制作された本は、S氏の「漫画はキャンプ場の舞台設定はNG」という要望に答えられていないため、妥協の産物といえます。これをもって、私たちの仕事がS氏の要求を満たしていなかった、ということにもなりません。

契約解除はまったくもって納得できません。

- 4 3点目は、宝島社の主張が二転三転して、まったくあてにならないことです。

作り直し指示の直前の6月24日、担当デスクのMさんから私に電話があり、S氏が私たちをプロとして信頼しているから、細かいことは任せるといっている、と告げられました。この内容は録音もされていたので、間違いありません。その後、「今年中に発売したい」「もっと早く制作できる人に頼む」というスケジュールの理由で契約解除されました。

一方、裁判の前の交渉では、宝島社はS氏の名前を出して、解除理由はS氏の意向だと明かしました。裁判に入ってから、S氏は私を信頼していなかった、といった話が出てきました。

これらの主張は、当時6月24日に私が担当デスクのMさんから電話で伝えられた先の内容と全く異なります。

宝島社の主張自体がまったく信用できるものではなく、あてになりません。

5 控訴審では、以上指摘した3点をきちんと見ていただきたいと思っています。

以上